

議第 1 3 3 9 号

令和 5 年（2 0 2 3 年）1 月 1 1 日付け 都計第 5 5 3 号 熊本県知事付議

山鹿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件

令和 5 年（2 0 2 3 年）1 月 2 0 日提出

熊本県都市計画審議会会長

都計第553号

令和5年(2023年)1月11日

熊本県都市計画審議会会長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



山鹿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、別添のとおり貴審議会に付議します。

山鹿都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（熊本県決定）

山鹿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別添のとおり変更する。

変 更 理 由

山鹿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「山鹿都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画法第6条の2に基づき、山鹿都市計画区域における都市計画の目標、区域区分の決定方針及び主要な都市計画の決定方針を定めるものであり、当初、平成16年5月に策定している。

このたび、策定から18年以上が経過し、その間、人口減少や平成28年4月の熊本地震、令和2年7月豪雨といった自然災害の頻発・激甚化等、社会情勢の変化が生じているほか、都市計画区域内の土地利用や都市施設の整備状況も変化している。

このことから、今後も適切な都市計画の運用を行うため、山鹿都市計画区域マスタープランを、上述した変化に適応した内容に変更するものである。

山鹿都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(山鹿都市計画区域マスタープラン)

[改定案]

令和5年(2023年) 月 日

熊本県

目 次

1 . 都市計画の目標	1
(1) 都市づくりの基本理念	1
(2) 地域ごとの市街地像	3
(3) 社会的課題への対応	4
(4) 都市計画区域の広域的な位置づけ	6
2 . 区域区分の決定の有無	7
(1) 区域区分の決定の有無	7
3 . 主要な都市計画の決定の方針	8
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	8
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	10
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	13
(4) 自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針	14
4 . 都市計画制度の運用方針	16
(1) 都市計画の円滑な推進の必要性	16
(2) マネジメントサイクルによる都市計画の評価	16
(3) 市民による都市づくりの推進	16

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

基本理念

山鹿都市計画区域（以下、「本区域」とする。）は県北部に位置し、北は福岡県、南は熊本都市圏、西は玉名都市圏、東は大分県・菊池都市圏に近接しており、国道3号や国道325号等により各都市圏を結ぶ交通の要衝となっている。

また、1,000年以上の歴史をもつ山鹿温泉や夏の風物詩「山鹿灯籠まつり」、江戸時代の伝統的な芝居小屋の様式で明治時代に建てられた「八千代座」等豊富な地域資源を有する観光都市である。

さらに、日本遺産の構成文化財である菊池川の流域一帯や、歴史的な佇まいを残す豊前街道等、歴史文化を今に伝えている。

本区域の地形は、中央部を菊池川が貫流し、その沖積平野である菊鹿盆地の一部と菊池川水系の河谷低地等から構成され、菊池川流域を中心とした田園地帯など肥沃な土地に恵まれた豊かな自然環境を有している。

これら本区域の有する周辺地域とのつながりや歴史文化、自然環境を都市の暮らしや交流の資源として活かす都市づくりが求められる。

近年では、人口減少・少子高齢化の進展や頻発・激甚化する自然災害の発生等を踏まえた安全・安心への対応、財政負担の軽減等に配慮し、多様な主体の連携により誰もが健康で快適に暮らせる持続可能な都市づくりが求められる。加えて、今後は都市計画区域マスタープランの進行管理等、マネジメントサイクルの導入も求められる。

さらに、令和元年末から世界規模で拡大した新型コロナウイルス感染症の流行（新型コロナ危機）により顕在化した様々な課題において、人々のライフスタイルや価値観の変化に対応した都市づくりが求められる。

これらの現状を踏まえ、山鹿市における都市づくりの方向性などと連携を図りながら、概ね20年後の都市の将来像を展望し、都市づくりの基本理念を以下のとおり設定する。

【都市づくりの基本理念】

『人輝き飛躍する、自然・産業・歴史文化が響き合う都市 やまが』

この将来像を実現するために本計画において、都市づくりの基本目標を次のとおり定める。

【都市づくりの基本目標】

「活力あるエコ・コンパクトな都市づくり」

豊かな自然環境を保全・活用するとともに、歴史文化を活かした産業の振興を図り、エコ・コンパクトな都市づくりを目指す。

人口や経済活動の縮小などの社会情勢を踏まえ、既存ストックを有効活用した質的充実を図りつつ、環境問題や都市経営等の観点から脱炭素型でコンパクトな都市づくりを推進する。

また、本区域と周辺地域とのネットワーク形成・強化を図るとともに、機能連携・交流により地域相互に都市機能を補完することで、効率的な都市の骨格づくりを推進する。

エコ・コンパクトな都市づくり

人口や経済活動が縮小するこれからの社会情勢を踏まえ、将来にわたって持続可能な都市を構築するためにエコロジー（生態系や環境問題）やエコノミー（経済、都市経営、行政経営）に着目したコンパクトな都市づくりのこと。

「山鹿らしい生活中心都市としての都市づくり」

山鹿都市圏の生活中心都市として、生活支援機能の維持・向上等を実現する都市づくりを目指す。

加えて、山鹿らしい都市の個性を最大限に活かすために、山鹿温泉、八千代座や豊前街道などの地域固有の資源を有効に活用し、歴史と温泉情緒の漂う魅力ある中心市街地の形成を図るとともに、市民や観光客等の交流・滞在空間となるオープンスペースの創出や、景観に配慮した都市づくりを推進する。

「誰もが健康で生きがいを実感できる都市づくり」

将来を担う子どもを安心して生み育てられ、あらゆる世代や、障がい者、多様化する価値観を尊重し、誰もが健康で生きがいを実感できる都市づくりを目指す。

ユニバーサルデザインの視点に立った施設の整備・改修や、地域公共交通の利用環境の改善などにより、人と環境にやさしい都市づくりを推進する。

また、新型コロナ危機を契機に身近な憩いの空間（オープンスペース）や歩行者空間の重要性が再認識される中、市民のライフスタイル・価値観に柔軟に対応できる都市づくりを推進する。

「快適で潤いを実感できる都市づくり」

菊池川をはじめとする水辺環境や、市街地を取り囲む農地・丘陵地など、豊かな自然環境を将来にわたって保全・活用することで、都市と自然が調和した快適で潤いが感じられる都市づくりを目指す。

「災害に強い安全・安心な都市づくり」

「平成 28 年熊本地震」や「令和 2 年 7 月豪雨」などを教訓に、頻発・激甚化する自然災害への対応として、災害に強い都市づくりを目指す。

災害リスクを踏まえた土地利用規制・誘導を図るとともに、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する。

また、災害時の物資、医療等の拠点・ネットワークの形成や、流域治水等の観点から他都市圏との広域連携による防災体制の整備を推進する。

「市民、企業、団体、行政等が協働で取り組む都市づくり」

都市計画制度を有効に運用しながら、行政のみならず市民や企業等の多様な主体がまちづくりに積極的に参加・協働することで、地域の実情に即した都市づくりを目指す。

また、マネジメントサイクルの導入を図り、都市づくりを着実に推進する。

都市計画区域の範囲

本区域の範囲は、以下のとおりとする。

都市計画区域名	山鹿都市計画区域
範囲	山鹿市の行政区域の一部

(2) 地域ごとの市街地像

都市づくりの基本理念の実現のため、「ゾーン」、「拠点」及び「都市軸」を設定し、秩序ある都市構造の形成を進める。

ゾーン

将来に向けた秩序ある計画的な土地利用を展開する領域として、本区域の地域特性に応じて、7つのゾーンに区分する。

< 商業・業務ゾーン >

中心市街地は従来から商業・業務、行政施設が集積しており、今後も計画的に商業・業務施設の立地誘導を図る。

主要な幹線道路（国道3号、国道325号、県道畑中山鹿線）の沿道地区においては、中心市街地との機能分担に配慮し、適正な土地利用を図る。

< 歴史的環境ゾーン >

商業・業務ゾーンのうち、温泉や山鹿灯籠、八千代座などに代表される旧豊前街道沿いに残る歴史的な街並みは地域固有の財産であることから、積極的に保全・整備を図る。

< 工業・流通ゾーン >

周辺環境との調和を図り、企業誘致等による産業の集積を図る。

< 住宅ゾーン >

用途地域内の住宅市街地は、都市基盤の整備や都市機能の強化に努め、居住環境の維持・保全を図る。

< 集落ゾーン >

既存集落の生活環境を維持し、周辺の田園環境と調和した良好な住環境の保全を図る。

< 農業ゾーン >

本区域の基幹産業を支える農業生産基盤として、また、田園景観を構成する要素として保全を図る。

<自然環境保全ゾーン>

山林は水資源の涵養、景観の形成、レクリエーションの場など、多くの機能をもっており、積極的に保全を図る。

拠点

<都市拠点>

本区域の中心的な拠点として、行政、商業、業務、文化及び観光など都市機能の充実を図る。

<工業・流通拠点>

山鹿東部工業団地や北部の杉地区（八本木）及び方保田（十三部地区）は、周辺の自然や農地、住環境との調和に配慮しつつ、工業・物流施設等の立地の誘導を図る。

<レクリエーション拠点>

カルチャースポーツセンターは、地域のレクリエーション・余暇活動の場であり、市民と県内外からの観光客との交流の場、災害時の防災活動の拠点として多目的で安全安心な空間を確保する。

<歴史文化拠点>

肥後古代の森（山鹿・鹿央・菊鹿地区）をはじめ、日輪寺、方保田東原遺跡を歴史文化拠点として位置付ける。

都市軸

<広域連携軸>

周辺各都市圏との広域的な連携軸として、国道3号を南北広域連携軸に、国道325号、国道443号及び主要地方道玉名山鹿線を東西広域連携軸と位置付ける。

<地域連携軸>

広域連携軸を補完し、山鹿都市圏の各地域と中心部を結ぶ地域連携軸として、主要地方道山鹿植木線、一般県道畑中山鹿線、一般県道方保田山鹿線、一般県道和仁山鹿線を位置付ける。

(3) 社会的課題への対応

ここでは、社会経済の動きに対応した課題に対する都市計画の対応の方向性について示す。

人口減少、少子高齢社会への対応

人口減少、少子高齢化が進展し、効率的な都市づくりが要望されている中、既存の都市基盤を有効活用する等コンパクトな都市づくりを進める。

また、歩道等の交通安全関連施設の整備・充実により子供、高齢者、及び障がい者などの交通

弱者の安全性を確保するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設の整備など、誰もが安心して快適に住み続けることができる都市づくりを進める。

恵まれた自然環境の維持・保全

本区域が有する豊かな自然環境は、快適な都市環境の提供や良好な景観形成など多様な機能を有することから、維持・保全を図る。

地球温暖化をはじめとする環境問題への対応

省エネルギー型で環境負荷の小さい都市を形成するため、公共交通への転換、道路の効果的な整備による交通の円滑化、歩行者や自転車の交通環境の向上などによる徒歩・自転車への転換を進める。

活力ある都市づくり

本区域では空き家や低未利用地の増加など市街地の低密度化や、幹線道路沿道への大型店の進出等に伴い、中心市街地の活力の低下が懸念される。そのため、中心市街地においては、低未利用地や既存ストックの活用など土地の有効利用や、幹線道路沿道との機能分担による活力ある都市づくりを進める。

広域的な交流・連携の活性化

本区域は、福岡県、大分県、及び県内3つの都市計画区域（熊本、玉名、菊池）とのつながりが強い拠点として、産業振興に加え、自然や歴史文化を活かし、県内外からの交流人口拡大等による地域活性化を図る。

安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応

近年、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨をはじめ、自然災害の多発等により、地域防災や危機管理の強化が求められる。このことから、災害に強い都市形成を図るため、避難場所及び避難所（オープンスペース）・避難経路の確保、市街地の不燃・耐震化等を進める。また、ハード整備に加え、災害リスクを考慮した土地利用の検討や自助、共助、公助といった地域防災力を高めるソフト面での防災・減災対策による災害に強い都市づくりを進める。

さらに、犯罪防止等の観点から、各種社会基盤の整備に当たっては、地域の状況に応じて、警察、公共施設管理者及び市民等と連携し、市民が安全・安心に暮らせる地域づくりを進める。

厳しい都市経営の現状

本区域が位置する山鹿市では、多くの都市基盤の老朽化が進行しており、将来的な維持管理費の増加が見込まれている。

このような厳しい都市経営の中で、今後は「山鹿市公共施設等総合管理計画」等に基づく、都市基盤の長寿命化計画の推進、計画的な維持管理を図る。

景観・歴史的資源の保全活用

本区域には、歴史まちづくり法に基づく重点区域に指定されている山鹿湯まち地区があり、地

区内には国指定重要文化財の八千代座、「くまもと歴町50選」に選定されている豊前街道地区が存在する。また、日本遺産に認定された菊池川流域など、多くの景観・歴史的資源を有していることから、これらの保全を図る。

具体の土地利用や施設等の立地に当たっては、行政と市民や企業等が連携しながら、景観・歴史的資源との調和に配慮した魅力的な都市づくりを目指す。

(4) 都市計画区域の広域的な位置付け

本区域は、山鹿都市圏における産業や業務の集積地や広域行政の中心として、都市機能の充実を図り、都市圏全体の定住条件の向上を目指す。

また、都市圏としての一体性を高めるため、都市計画区域内とその周辺地域とのネットワークの形成・強化を図る。

さらに、山鹿都市圏の周遊の促進や菊池川流域における広域的な保全について、広域連携による都市相互の連携強化を図る。

2 区域区分の決定の有無

(1) 区域区分の決定の有無

本区域には、区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めない根拠は、以下のとおりである。

本区域の人口は、近年減少傾向であり、今後も同様に推移することが見込まれる。また、産業について各産業の就業者数や商品販売額は微増傾向にあるものの、製造品出荷額は横ばいで推移しており、今後も同様の傾向が予測される。

土地利用面では、本区域の社会活動や経済活動に大きな影響を与えるような大規模プロジェクト等は当面予定されていないことから、急激な市街地の拡大は想定されない。

本区域では、幹線道路沿道や既存集落周辺などにおいて部分的な市街化傾向が見受けられるが、地域地区（用途地域、特定用途制限地域等）や地区計画、立地適正化計画などを活用しながら、適切な規制・誘導を図っていくことで良好な市街地を形成することが可能である。

により急激な市街地の拡大は想定されないこと及び のとおり各種の土地利用制度の活用を図ることにより、市街地周辺の農業環境や自然環境と調和した良好な都市環境を形成することが可能である。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

主要用途の配置の方針

a 住宅地

本区域の中心市街地の商業・業務ゾーンや周辺の工業・流通ゾーンを除いた用途地域内の地区を住宅地として位置付ける。住宅地では、住環境の整備を積極的に進め、潤いとやすらぎのある良好な住環境の形成に努める。

b 商業・業務地

本区域の市役所周辺や八千代座周辺及び、主要幹線道路沿道を商業・業務地として位置付け、周辺環境との調和に配慮しつつ、商業・業務機能の拡充や各機能との連携を図り、活力ある商業・業務地の形成を進める。

また、アメニティ 豊かな空間の創出や、歴史と温泉情緒の漂う魅力ある中心市街地の形成を推進する。

主要な幹線道路の沿道では、住宅と店舗、事務所等が共存した土地利用を図る。

アメニティ

一般的には環境などの快適さのこと。特に都市計画で、空間・風景・建物などの緑が多い、街並みやその他景観が優れているなどの快適さのこと。

c 工業・流通業務地

本区域の市街地北部や東部の一部を工業・流通業務地として位置付け、農業上の土地利用との調整を図りながら、周辺の生活環境等にも十分配慮し、環境悪化のおそれが無い工場や流通業務施設等の立地を誘導する。

土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

本区域中央部に位置する中心市街地は、多くの都市機能が集積するまちの中核であり、賑わい・活力があふれ、まちの個性を表現するような顔づくりが求められる。

このため、市民の交流・憩いの場の整備、及び美しく個性的な街並み景観整備・保全などを進めるとともに、土地の効率的な利用を図り、官民が一体となり魅力的で高密度な市街地形成を図る。

b 用途転換、用途純化に関する方針

本区域では、良好な生活環境の形成や機能的な土地利用を実現するため、用途の純化を基本とした土地利用を図る。

c 住環境の改善又は維持に関する方針

住宅ゾーンでは、都市基盤の整備及び適切な維持管理を進めるとともに、これら施設のバリアフリー化を進め、安全・安心で快適性の高い住環境の形成及び環境維持を図る。また、空き家の

利活用や維持管理により、良好な住環境の維持を図る。

これに併せて、地区計画等の活用による良好な街並みの形成を図る。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域内に現存する緑地の保全を図るとともに、官民一体となったオープンスペースの充実に
より、潤いあふれる都市環境の形成を図る。

e 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域では、用途地域の定められていない区域の大部分が農業振興地域に指定されており、そ
のうち平坦地においては農用地区域指定のもと、優良な農地の保全が図られている。これらの農
地は、重要な農業生産基盤であるとともに、良好な景観形成に資することから、維持・保全を図
る。

開発需要や用途地域の指定状況を踏まえ都市的土地利用へ転換を行う場合は、農業上の土地利
用との調整を行い、適正な土地利用を図る。

f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域等の災害リスクの高い区域は、災害防止を図るため、開発を抑制する。
さらに、市民の生命・財産を守るため、自助・共助・公助による防災組織の充実と減災に向けた
取組みを推進し、洪水浸水想定区域等の災害リスクを考慮した土地利用の検討を行い、総合的な
防災・減災対策を推進する。

g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地周辺の丘陵地、樹林地、農地や河川は、野生動植物の生息・生育地や水源涵養の場とな
るとともに、都市景観を形成する重要な自然環境である。

これら自然環境を多様な機能を有するグリーンインフラとして評価し、保全を図る。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生
物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力あ
る国土づくりや地域づくりを進めるという考え方。

h 大規模集客施設の広域調整に関する方針

広域にわたり都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設は、市街地の拡大を誘発するお
それがあるため、商業・業務地を除き、原則として立地を抑制する。

また、商業・業務地においては、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の指定状況を踏ま
え、適正な土地利用を図る。

なお、大規模集客施設の立地制限を解除する都市計画の決定又は変更を行う場合には、「大規
模集客施設の広域調整に関する方針」に基づき、都市計画の手続きを行う。

大規模集客施設

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発券所
及び場外馬券場、その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の

合計が1万㎡を超えるもの。

i 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の定められている区域については、都市機能の適切な配置を誘導するために、立地適正化計画制度の活用に向けた検討を進める。

また、用途地域の定められていない区域については、地域の特性に応じて適切な建築物の形態規制を実施し、そのうち、既に集落を形成している地区については、環境の維持・保全を図るために、地域地区の指定や地区計画制度の適用を検討する。

さらに、コンパクトな都市づくりに向けた土地利用の規制・誘導を図っていくために、今後の新たな事業・開発の動向等を踏まえ、必要に応じて都市計画区域の再編等に関して検討するものとする。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設

a 基本方針

ア) 交通体系の整備の方針

本区域の現在の幹線道路網は、区域を南北方向に縦断する国道3号をはじめ、国道325号や県道、都市計画道路等によって構成されている。

これらの主要な道路は、地域間の広域的な交流・連携の必要性が高まる中で、本区域内だけの視点にとどまらず、都市圏全体の発展を誘導する役割を担うため、広域交通体系の構築が重要な課題となる。

このような状況を踏まえ、本区域においては、以下の基本方針のもとで交通施設の整備・改善を図り、円滑な広域交流や産業活動、快適で利便性のある市民の生活等を確保する交通体系の確立に努める。

総合的な交通体系の形成

大量輸送や広域連携の軸となる鉄道がない本区域では、各地域間の連携において、引き続き道路ネットワークを強化することにより交通網の拡充を図る。

また、交通事業者と連携し利用者のニーズに応じたバス路線の見直し等を行い、山鹿バスセンターを中心としたバス交通機関の充実を図るとともに、多様な交通モード(交通手段、運行形態、運行主体)が連携した、地域公共交通の利用環境の向上を図る。

将来都市構造に適応した交通施設の配置

地域の市街地像の実現に向けて、適切に幹線道路や交通拠点、駐車場等交通施設の配置を図る。

安心して快適に利用できる交通空間の形成

交通安全施設の充実等により、安全性の高い交通空間の整備を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ち、安心して快適に利用できる歩行者や自転車のための交通空間の整備を図る。

る。

また、歩いて暮らせるまちの形成に向けて、歴史的風致の維持向上に資する歩行者空間の整備に努めるとともに、親水空間や駐車場及び公園・広場を適正に配置し、人々が回遊し賑わいを形成する歩行者ネットワークの創出を推進する。

イ) 整備水準の目標

本区域の用途地域内において、令和2年度末現在、都市計画道路11路線のうち10路線（総計画延長約10.3km）が整備済みである。また、そのうち幹線街路7路線（総計画延長約9.3km）は全て整備済みであり、計画された道路の整備は概ね完了している。

今後は、周辺の土地利用や交通需要等を踏まえ、未整備区間の都市計画道路の整備を図っていく。

b 主要な施設の配置の方針

ア) 道路

広域交通

都市間の交流・連携を促進する国道等を広域連携軸に位置付けるとともに、国道325号では4車線化の整備を図る。

都市内交通

都市の骨格形成を担う道路として会所口線の整備を図る。

イ) その他

車移動が主体の本区域において、買い物をはじめとする所用の利便性を確保するため、区域中央部の市街地内を中心として、適切に駐車場・駐輪場を配置し、整備を図っていくものとする。

さらに、防災機能の強化、景観形成の向上、快適な歩行空間の確保を図るため、無電柱化の整備を推進していくものとする。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備又は事業着手を予定する主要な施設は以下のとおりとする。

種別	整備目標
道路	市街地骨格道路
	国道325号
	8.7.2 会所口線
	無電柱化
	国道325号
	主要地方道玉名山鹿線

下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

下水道

本区域の生活排水処理は、市街地（用途地域）を中心に公共下水道事業を推進しているほか、市街地外周部（用途白地地域）においては農業集落排水事業や合併処理浄化槽設置事業等を推進している。

くまもと生活排水処理構想に基づいて、地域の現状や将来の発展動向等を勘案しながら、効率的かつ効果的な処理体制の検討・構築を図り、公共用水域の水質保全及び快適な生活環境の確保に努める。

また、下水道の整備済み区域においては計画的な改築・更新や管理運営、地震等に対する防災・減災対策を進めることで、安定的な下水道サービスの持続を図る。

河川

本区域の主要な河川である菊池川、岩野川等の整備を図り、各種治水対策や水辺環境の形成を進める。また、治水対策とともに、生態系に配慮した水辺環境の整備、レクリエーション機能の付加及び景観整備等を図り、人々が水と交流し、地域に潤いを与える美しい空間の形成に努める。

イ) 整備水準の目標

下水道

現在の公共下水道整備率(全体計画区域面積に占める供用済面積の割合)は、汚水が約83.6%、雨水が17.7%である。

公共下水道の未整備区域については、早期整備を図る。

また、市街地周辺の既存集落については、集落の規模や地域の土地利用条件等を考慮し、環境の保全に努める。

河川

菊池川水系の河川については、菊池川水系河川整備計画（平成23年9月）に基づき、治水、利水、環境、歴史・文化などと調和を図りながら、計画規模に応じた整備を進める。また、治水対策や水辺環境の整備が必要となる河川について順次整備を進める。

b 主要な施設の配置の方針

ア) 下水道

人口の規模や密度、投資効果などを考慮し、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業等により地域の特性に応じた処理方法を適用していくものとする。

イ) 河川

菊池川、岩野川等の主要な河川において、生態系に配慮した河川の整備を推進するとともに、親水性の高い潤いあふれる水辺空間を整備する。

c 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備又は事業着手を予定する主要な施設は以下のとおりとする。

種別	整備目標	備考
下水道	公共下水道事業の処理区 (715ha)	都市計画区域
河川	菊池川水系河川整備計画に基づき整備を進める	

その他の都市施設

a 基本方針

前述の都市施設以外で、都市機能の向上や、快適な住環境、美しい地域環境等の維持・形成のために必要な公共公益施設については、既存施設の適正な維持・管理に努めるとともに、必要に応じて施設の拡充等を検討する。

b 主要な施設の配置方針

ア) ごみ処理施設

本区域の一般廃棄物は、山鹿市が委託又は許可した業者が収集・運搬を行い、燃やすごみは山鹿市環境センターで焼却している。

今後も市民の健康で快適な生活のために安全で安定した処理を行うと同時に、環境負荷低減を図るためにも、適正なごみ処理や再資源化を進めていく。

イ) し尿処理施設

本区域のし尿や浄化槽汚泥は、山鹿市が許可した業者が収集・運搬を行い、山鹿浄水センター等で処理している。今後もこのような取組み等との整合を図りつつ、広域的、効率的かつ効果的な収集・処理体制の維持に努める。

c 主要な施設の整備目標

本区域では、現在のところ、おおむね 10 年以内に整備する予定のある主要な施設はないが、広域的な取組みと調整を図りつつ、必要に応じて整備等を検討する。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

低未利用地における計画的な市街地の形成、都市拠点における歩行空間の整備や街並みの再生、密集市街地における住環境整備や防災性の向上などを図るため、土地区画整理事業をはじめとする計画的な面的整備手法の導入を検討する。

市街地整備について、おおむね 10 年以内に実施又は完了する予定の事業は特にないが、今後の市街地の動向等を考慮し、必要に応じて検討する。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

基本方針

a 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、田園・中山間地域が市街地の周辺に広がるとともに、菊池川、岩野川等が流れており、自然的環境と歴史的環境が相まった個性的な風景を醸し出している。

これらの自然的環境は、生物の生息・生育の場となるだけでなく、景観形成上、経済活動上、防災上等において重要な役割を果たしており、本区域の貴重な地域資源である。そのため、多様な機能を有するグリーンインフラとして保全を図る。

加えて、身近な憩いの空間への関心の高まり、多様化する観光・レクリエーションニーズへの対応、地域間の交流促進の観点などから、公園・緑地や地域資源を有効活用し、市民や観光客等の交流・滞在空間の創出を図る。

公園機能の維持管理については、長寿命化計画に基づく施設更新を行い、公園里親制度（アダプト）などを活用しながら、市民も参加できるよう、施設の機能保全とライフサイクルコスト縮減を目指すことで、都市公園のストックマネジメントに取り組む。

b 緑地の確保目標水準

本区域内では、総合公園 1ヶ所、運動公園 1ヶ所、墓園 1ヶ所、街区公園 9ヶ所の計 12ヶ所（40.27ha）が都市計画決定されている。その内 10ヶ所（36.91ha）が整備済みであり、令和 2 年度末現在の都市公園等（都市計画公園以外の都市公園を含む）の整備水準は、本区域内で 18.1 m²/人、市街地（用途地域）内で 3.5 m²/人である。

今後は整備済みの公園の維持管理を図るとともに、未整備の公園の整備を進める。

主要な緑地の配置方針

a 環境保全システムの配置方針

区域北部・南部の丘陵地のほか、主要な河川は、野生動植物の生息・生育地であるとともに、都市の骨格を形成する重要な緑地として保全に努める。

市街地外縁部に位置する樹林等は、環状緑地として良好な住環境の形成に資するものであることから保全に努める。

工業・流通業務地の周辺部においては、これらに対する緩衝地帯としての役割を担う緑地の配置を図る。

b レクリエーションシステムの配置の方針

市民の多様なレクリエーション活動や健康増進、観光客等の行楽の場となる公園・緑地を適正に配置する。加えて、地域資源の機能的なネットワーク化を図ることで相乗効果を高め、レクリエーション機能の強化に努める。

カルチャースポーツセンターは、運動公園として利用促進に努めるとともに、レクリエーション拠点としての機能強化を図る。

c 防災システムの配置方針

災害発生時における安全性確保のため、避難場所としての公園・緑地の整備及び維持・保全や、

避難路としての緑道等の確保を図るとともに、防災機能の拡充を検討する。

市街地外縁部に位置する樹林地は、災害防止に資する保水機能等を有することから、保全を図る。

また、広く雨水貯留浸透機能の強化について検討する。

d 景観構成系統の配置方針

国道・県道などの主要な道路や菊池川、岩野川などの主要な河川は、修景・緑化に努め、景観的価値の向上を図る。

実現のための具体の都市計画制度の方針

環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の観点から重要と判断される緑地については、都市施設としての活用を検討するほか、歴史的・文化的な遺産と一体となって良好な自然的環境を形成している樹林など、良好な住環境を形成する上で重要な役割を担う緑地等については、風致地区、緑地保全地区などの土地利用制度による保全についても必要に応じて検討する。

主要な緑地の確保目標

おおむね 10 年以内に整備又は事業着手を予定する主要な施設は以下のとおりとする。

種別	確保目標
総合公園	5 . 3 . 1 菊池川公園
街区公園	2 . 2 . 6 前田公園

4 都市計画制度の運用方針

(1) 都市計画の円滑な推進の必要性

熊本県、山鹿市などの行政や、市民、NPO、企業等の多様なまちづくりの主体が、それぞれの役割や信頼関係を基調として「協働社会」を築いていくための仕組みづくりを推進する、また、市民等がまちづくりに参加しやすくなるよう、市民等にまちづくりに関する情報の提供を行う。

(2) マネジメントサイクルによる都市計画の評価

都市計画区域マスタープランでは、その成果をわかりやすく整理するための成果指標を設定する。成果指標は、地域の特性に応じて設定し、定期的なモニタリングにより点検・評価することで都市計画の進行管理を行う。

また、成果指標の達成状況を基に、事業計画の改善・処置の実施等、マネジメントサイクルにより都市計画の評価を実施する。

都市計画の成果指標は以下のとおりとする。

種別	現況	備考
市街地居住率（％） 都市計画区域内人口に対する 用途地域内人口の割合	70.5% (2015年)	コンパクトシティを目指し、 用途地域の居住人口割合を向 上させる
交流人口（人） 山鹿市内における観光客数 (日帰客、観光客)	4,153千人 (2019年)	自然・産業・歴史文化を活か した都市づくりにより、交流 人口の増加を図る

(3) 市民による都市づくりの推進

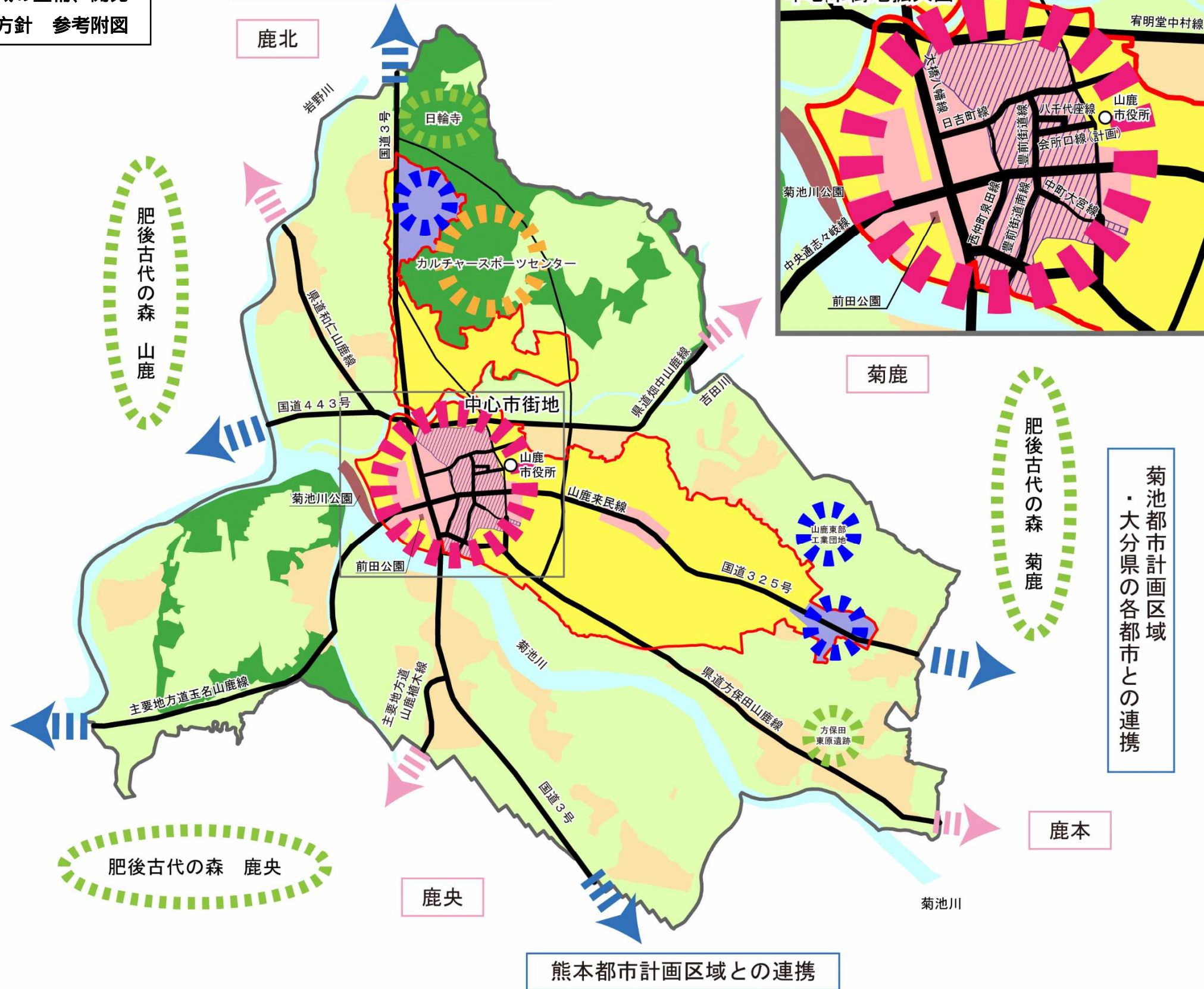
都市計画区域マスタープランの重要性に鑑みて、案の検討段階から広く市民意見を反映させるため、市民が参加する検討会を行うとともに、案を作成する段階で一般の市民から広く意見を聴く機会を設ける。

市民やまちづくりNPO及び土地所有者等による、より身近な都市計画としての提案にあたっては、必要な知識の普及や、必要な情報提供及び都市計画決定に関する手続き等に対して、山鹿市とともに可能な支援を行う。

山鹿都市計画
都市計画区域の整備、開発
及び保全の方針 参考附図

福岡県の各都市との連携

中心市街地拡大図



【ゾーン】

- 商業・業務ゾーン
- 工業・流通ゾーン
- 住宅ゾーン
- 集落ゾーン
- 農業ゾーン
- 自然環境保全ゾーン
- 歴史的環境ゾーン

【拠点】

- 都市拠点
- 工業・流通拠点
- レクリエーション拠点
- 歴史文化拠点

【都市軸】

- 広域連携軸
- 地域連携軸

【その他】

- 都市計画区域界
- 用途地域界
- 河川
- 幹線道路
- 都市計画道路
- その他主要な道路
- 未整備公園

玉名都市計画区域との連携

菊池都市計画区域
・大分県の各都市との連携